

## 芦屋市庁内無線 LAN 整備等業務に係る公募型提案依頼書

芦屋市企画部市長公室 DX 行革推進課

# 実施要領

## 1 提案依頼の概要

### (1) 件名

本提案依頼書による業務委託の名称は、「芦屋市庁内無線LAN整備等業務」（以下、「本業務」という。）とする。

### (2) 本業務の目的及び依頼内容

本調達、行政のデジタル化を推進するための基盤整備として実施するものである。職員の働き方改革推進を図るため、安全で利便性の高い無線 LAN 環境を構築する。

### (3) 実施形式

価格及び価格以外を総合的に評価し、決定する公募型提案方式とする。

### (4) 公募型提案方式とした理由

本業務の目的及び依頼内容を実現できる最適な方法を予定金額の範囲内で実施するべく、指定した内容の条件を満たしたより良い提案を募るため、本提案依頼を行うこととした。

### (5) 業務期間

契約締結日から令和 15 年 3 月 31 日まで

### (6) 予定金額（上限額）

本業務の予定金額（上限額）は、以下のとおりであり、見積額がこの金額を超過した場合は失格とする。

令和 7 年度：33,240,000 円（税抜）

令和 8 年度から令和 14 年度：4,200,000 円（税抜）

## 2 提案手続

### (1) スケジュール

提案手続に関するスケジュールは別紙のとおりとする。

### (2) 参加意思表明書提出

「参加意思表明書」に所定の内容を記入、押印の上、参加意思表明書提出期限までに芦屋市企画部市長公室DX行革推進課へ提出すること。

辞退する場合は、「辞退届」に所定の内容を記入、押印の上、参加意思表明書

提出期限までに芦屋市企画部市長公室DX行革推進課へ提出すること。

なお、やむを得ず参加を辞退した場合においても、今後の指名等への影響はないことを申し添えておく。

(3) 質問受付及び回答

質問受付期限までに、DX行革推進課代表メール（joho@city.ashiya.lg.jp）宛に、別紙「質問回答票」にて送付すること。

本市が受けた質問および回答内容は、公平性、透明性を担保するため、その内容及び質問者の如何にかかわらず、電子メールで参加意思表明者全員に公表する。

(4) 企画提案書及び見積書等の提出

企画提案書及び見積書は、「企画提案書・見積書提出期限」までに「2(5) 提出場所」へ持参又は郵送の上、提出すること。

提出物及び提出部数等は、別紙「企画提案書作成要領」を参照すること。

(5) 提出場所

芦屋市企画部市長公室 DX 行革推進課

(6) 問合せ先

芦屋市企画部市長公室DX行革推進課

担当：井出

TEL：0797-38-2021

E-mail：joho@city.ashiya.lg.jp

(7) 一次評価結果通知

一次評価結果は、辞退者を除く全ての提案者に電子メールにより送付する。

また、一次評価の通過者には、併せて二次評価の時間帯を連絡する。二次評価の内容については、「3(1) 評価方法」を参照すること。

(8) 最終結果通知

最終結果については、先に全ての一次評価通過者に電子メールにより送付する。

また、通知送付後、芦屋市ホームページに1ヶ月間、審査結果を公表する。

3 評価方法

(1) 評価方法

受託者については、参加資格確認、事前審査、一次評価及び二次評価によって決定する。

提案内容の評価は、公正かつ厳正に実施する。

本業務の見積価格については、「1(6) 予定金額（上限額）」に記載している予定金額以内であること。

評価については、下表のとおりとする。

<二次評価まで行う場合>

| 段 階    | 種 別                        | 対 象       | 評 価 者 | 概 要                       |
|--------|----------------------------|-----------|-------|---------------------------|
| 参加資格確認 | ・書類審査                      | 参加申請書提出者  | 専門委員会 | 参加申請書提出者が参加資格を満たすかを確認する。  |
| 事前審査   | ・書類審査                      | 企画提案書等提出者 | 専門委員会 | 提出書類等一式に漏れや不備がないかチェックする。  |
| 一次評価   | ・企業評価<br>・提案内容評価<br>(書類審査) | 事前審査通過者   | 専門委員会 | 企画提案書等の内容に基づき評価する。        |
| 二次評価   | ・提案内容評価<br>(面接審査)<br>・価格評価 | 一次評価上位3社  | 専門委員会 | 本市からのヒアリングに対する回答に基づき評価する。 |

(2) 配点

配点は下記のとおりとする。

評価基準については、別紙「評価基準表」のとおり。

ア 一次評価から二次評価までの点数により、総合点で事業者を決定する。

イ 配点は、企業評価1割(100点)、提案内容評価5割(500点(一次評価400点、二次評価100点)、価格評価4割(400点)とする。

(3) 参加資格確認

ア 対象

参加意思表明書提出者

イ 確認方法

参加資格条件と比較し、参加資格の有無を確認します。

(4) 事前審査

ア 対象

企画提案書等提出者

イ 評価方法

提出書類等一式に漏れや不備がないかチェックする。

(5) 一次評価

ア 対象

事前審査通過者

イ 評価方法

企画提案書等について書類審査を行う。

(6) 二次評価

ア 対象

一次評価上位3者

イ 評価方法

(ア) ヒアリングによる評価

二次評価者の中から、提案内容について、本市からの質問形式で行う。ヒアリングは10月31日（金）午前又は午後に、各社75分程度を予定している。  
なお、ヒアリング内容は録音します。

(イ) 価格評価

価格評価については平成19年（2007年）3月に、各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議において決定された計算式を用いて評価する。

$$\text{価格点} = \text{配点} \times \left( 1 - \frac{\text{見積額}}{\text{予定価格}} \right)$$

※ 運用業務に関連して発生する他業務受託者の作業費用については、本市負担とする。

※ 価格評価は税抜の見積額で行う。

(7) 失格事項

以下に示す事項に該当した場合、審査結果を待たずに失格になる場合があるので留意すること。

ア 「企画提案書・見積書提出期限」に遅れた場合

イ 提出書類に不足があった場合又は本書で定める事項に違反した場合

ウ 当該案件に関して、本実施要領に定める以外の方法により、本市の職員に直接又は間接を問わず連絡を行った場合

エ 「提案依頼交付開始日」から契約締結日までの間に、本市より指名停止等の措置を受けた場合

オ 別紙「評価基準表」にある項目の提案内容評価について、1項目でも最低評価を行った選考委員が過半数を占める場合、又は、全選考委員評価点の総合計が満点の60%未満である場合

#### 4 その他

##### (1) 留意事項

- ア 提案書等提出を受けた資料は、提案者に返却しない。
- イ 提出された提案書等の全ての資料を受理した後の加筆及び修正は認められない。
- ウ 最優秀提案者を本業務委託の契約交渉の相手方として確定する。ただし、最優秀提案者との協議の結果、契約内容の履行がされないおそれがある場合又はその他の理由で契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を契約交渉の相手方とできる。

##### (2) 企画提案書等の取扱い

- ア 企画提案書等は、本提案方式の手続における契約の相手方の候補者選定業務以外の目的では使用しない。
- イ 企画提案書等の著作権については、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、提出された企画提案書等について、芦屋市情報公開条例（平成 14 年芦屋市条例第 15 号）に基づく公開請求があった場合には、本市は同条例に基づき公開するものとする。また、本市が本提案方式の結果報告等に必要な場合は、その内容を無償で使用及び公表することができるものとする。
- ウ 企画提案書等は、本提案方式による選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- エ 契約の相手方となった者が作成した企画提案書等の書類については、本市が必要と認める場合には、本市は契約の相手方にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

以 上

## スケジュール

| 手 続               | 日 時                                   |
|-------------------|---------------------------------------|
| (1) 公表            | 令和7年9月19日（金）                          |
| (2) 質問受付期間        | 令和7年9月19日（金）から<br>令和7年10月3日（金）17時まで   |
| (3) 質問回答期限        | 令和7年10月7日（火）17時まで                     |
| (4) 参加意思表明書提出期限   | 令和7年10月10日（金）17時まで                    |
| (5) 参加資格の有無の通知    | 令和7年10月14日（火）17時まで                    |
| (6) 企画提案書・見積書提出期間 | 令和7年10月14日（火）から<br>令和7年10月21日（火）17時まで |
| (7) 一次評価結果通知      | 令和7年10月27日（月）17時まで                    |
| (8) 二次評価（ヒアリング）   | 令和7年10月31日（金）                         |
| (9) 最終結果通知        | 令和7年11月7日（金）17時以降                     |
| (10) 契約締結予定日      | 令和7年11月14日（金）                         |

## 評価基準表

| 審査項目 | 評価項目  |             | 評価の視点<br>【提出書類】                                          | 指標     | 配点 |
|------|-------|-------------|----------------------------------------------------------|--------|----|
| 企業評価 | 企業能力  | 履行保証力       | 自己資本比率<br>【貸借対照表（写）】                                     | 25%以上  | 5  |
|      |       | 瑕疵担保力       | 損害賠償保険の加入状況<br>【企業賠償責任保険加入証（写）】                          | 5千万円以上 | 5  |
|      |       | 業務実績        | 過去5年間における同種業務の実績<br>【履行実績届】                              | あり     | 20 |
|      |       | 品質マネジメント    | ISO9001の取得<br>【認証登録証明書（写）】                               | 取得     | 5  |
|      |       | 環境マネジメント    | ISO14001の取得<br>【認証登録証明書（写）】                              | 取得     | 5  |
|      |       | 情報マネジメント    | プライバシーマーク又はISO27001の取得<br>【プライバシーマーク登録証（写）又は認証登録証明書（写）】  | 取得     | 20 |
|      | 地域貢献度 | 営業の拠点       | 本店の所在地<br>【競争入札参加資格申請書により確認するため不要】                       | 芦屋市内   | 5  |
|      |       | 業務実績        | 本市と契約書を交わした直近の案件の業務実績（過去5年間に限る）<br>【契約書（写）】              | あり     | 5  |
|      | 社会性   | 企業年金制度      | 企業年金制度導入<br>【企業年金制度導入に関する証明書（写）】                         | 導入     | 5  |
|      |       | 障がい者雇用状況    | 障がい者の雇用状況<br>【障害者雇用状況報告書（写）】                             | あり     | 5  |
|      |       | 男女共同参画推進の取組 | 育児・介護休業、子供を持つ従業員向け時短制度又は中途退職女性復帰制度等の導入<br>【各事業者の制度概要（写）】 | あり     | 5  |



|        |              |                   |                                                        |    |       |
|--------|--------------|-------------------|--------------------------------------------------------|----|-------|
|        |              | 女性活躍推進の取組         | えるぼし認定の取得<br>【基準適合一般事業主認定通知書（写）】                       | 取得 | 5     |
|        |              | 子育てサポートの取組        | くるみん認定の取得<br>【基準適合一般事業主認定通知書（写）】                       | 取得 | 5     |
|        |              | 若者雇用促進の取組         | ユースエール認定の取得<br>【基準適合事業主認定通知書（写）】                       | 取得 | 5     |
| 小 計    |              |                   |                                                        |    | 1 0 0 |
| 提案内容評価 | 会議・研修での利用性能  | 大規模会議・研修での同時利用性能  | 50 人が 1 つの AP に同時接続し、全員がドキュメント閲覧・編集等を快適に行える設計          |    | 9 0   |
|        |              | 会議参加者のスムーズな接続・利用  | 会議開始時の一斉接続、会議中の安定利用                                    |    | 4 0   |
|        |              | 想定エリアでの確実な利用環境    | 想定エリアで快適に無線 LAN が利用できる設計                               |    | 6 0   |
|        | 議会での確実な利用保証  | 議会開会中の絶対的安定性      | 議会フロアでの通信断絶を防ぐ設計と体制                                    |    | 5 0   |
|        |              | 議会フロアの運用容易性と可用性設計 | 議会フロアで、日常の会期準備から閉会までを滞りなく進めるための「運用のしやすさ」と「止まりにくさ」の設計方針 |    | 3 0   |
|        | 7 年間安定運用の確実性 | 長期保守・サポート体制       | 7 年間を通じた安定したサポート提供体制                                   |    | 6 0   |
|        |              | 故障・障害時の迅速対応       | 24 時間 365 日監視と迅速な障害復旧体制                                |    | 4 0   |

|      |           |                 |                                             |         |
|------|-----------|-----------------|---------------------------------------------|---------|
|      | 構築・移行の確実性 | 工期遵守・業務影響最小化    | 令和 8 年 3 月 31 日までの確実完成と会議・議会業務への影響回避        | 2 0     |
|      |           | 現行システムからの安全な移行  | 移行時のトラブル回避計画                                | 1 0     |
|      | ヒアリング評価   | 提案内容の適格性（2 次評価） | 提案内容について、書面を補う内容確認を行い、内容が適切であるか、信頼できるかを評価する | 1 0 0   |
| 小 計  |           |                 |                                             | 5 0 0   |
| 価格評価 | コスト縮減努力   |                 | 見積の妥当性、コスト意識                                | 4 0 0   |
| 小 計  |           |                 |                                             | 4 0 0   |
| 合 計  |           |                 |                                             | 1 0 0 0 |

## 公募型提案方式参加資格条件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (2) 令和 6・7 年度芦屋市物件等競争入札参加資格を有すること。
- (3) 現に、又は契約締結日までに、本市の定める競争入札に係る指名停止基準（昭和 61 年芦屋市基準）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 芦屋市暴力団排除条例及び芦屋市契約等に係る事務からの暴力団等の排除措置に関する要綱に基づく入札等排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て（国土交通省の資格再認定を受けている者を除く。）、廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）に基づく和議開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て（国土交通省の資格再認定を受けている者を除く。）がなされていないこと。